

令和7年度愛媛県外国人材受入環境整備事業費補助金について



愛媛県では、外国人材を雇用している、あるいは新たに外国人材の受入を行う県内の中小企業等を対象として、外国人材の受入環境の向上を図るため、外国人材に固有の文化的な事情、言語や習慣等に配慮した就業環境・住環境・生活面のサポートに必要な取組みを行う際に要する経費に対し、その一部を補助します。

補助事業実施期間

令和7年7月1日～令和8年2月28日
※期間内に事業を完了、実績報告書を提出
いただく必要があります。

補助対象者

県内に本社・支社等を有する外国人材を雇用している
(または事業完了までに外国人材の受入を行う予
定の)中小企業者等(法人含む)

補助対象経費

費目	内容
役務費	○外国人材向けに周知が必要な社内規定・マニュアル等の翻訳費
備品購入費	○外国人材の住環境整備に関する以下の備品の購入にかかる費用 (1)家電製品購入費 [照明器具、洗濯機、炊飯器、冷蔵庫、ガスコンロ、電子レンジ、冷暖房器具、Wi-Fi機器] (2)寝具・装飾購入費 [ベッド、布団一式(枕、毛布、シーツ)、カーテン] (3)災害時に必要な物品購入費 [防災用品、消火器、避難はしご、防災標識] (4)自転車購入費 [競技性や嗜好性に過度に特化していない通勤用自転車、ヘルメット、防犯登録(自転車保険料は対象外)]
賃借料	○「備品購入費」欄に記載の備品をレンタルする際の費用
工事請負費	○外国人材が居住する寮の改修費及び修繕費 ○外国人材が通勤に使用する駐輪場の設置費、改修費及び修繕費

※補助対象経費に疑義が生じた場合は事前にご相談ください。

補助率・補助金の上限額

- 補助率 1/2
- 補助金の上限額 1社あたり30万円

留意事項

※対象は令和8年2月28日までに終了する事業で、
原則交付決定の通知を受けてから事業に着手いた
だく必要があります。
※予算上限に達した場合、事業実施期間内であつて
も申請を締め切ることがあります。

申請方法

・事業に着手する前に、県ホームページ(<https://www.pref.ehime.jp/site/madoguchi/115968.html>)より
申請様式をダウンロードし、必要事項ご記入いただき、必要書類を添付のうえ郵送またはメール(押印省略が可
能な書類についてのみに)にて下記宛先までお送りください。
・メールでお送りいただく場合は、事前にご連絡いただき、こちらがお伝えするメールアドレスを宛先に入れたう
えで送付いただく必要があります。

【お問い合わせ・提出先】

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目2 NTT愛媛ビル2棟 3階

愛媛県 経済労働部 産業人材課 外国人材グループ

TEL:089-907-5228

メール:sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

愛媛県ホームページ
二次元バーコード



補助事業の流れ

申請書の受付

※予算上限に達した場合、申請募集期間内であっても受付を終了することがあります。

【申請募集期間】

令和7年7月1日～令和7年12月26日(予定)

申請書受付後順次

書類審査

交付申請書による書類審査を実施

書類審査後順次

交付決定

※交付決定を受けてから補助事業を開始してください。

※申請書受付後、交付決定まで概ね1か月かかります。

補助事業の開始

実績報告書の提出

【提出期限】

補助対象事業が完了した日から起算して1か月を経過した日または令和8年2月28日のいずれか早い日まで**※郵送の場合は当日必着**

実績報告書確認後順次

完了確認

※新たに外国人材を受け入れる場合は、実績報告書提出時までに外国人材の受入れ(入国まで)を確認できない場合、交付を取り消す可能性があります。

交付

※上記の流れは応募状況等により変更となる可能性があります。

よくある質問

Q.補助事業開始(7月1日)以前に着手した事業も対象となるか。

A. **補助事業開始(7月1日)以前に着手した事業は補助対象となりません。**

交付決定の通知を受けてから事業を着手してください。

Q.備品購入費について、補助対象経費に記載されているもの以外も対象となるか。

A.補助対象経費の欄に記載している以外の備品の購入費については対象外です。

なお、補助対象経費について疑義が生じた場合は申請前にお問い合わせください。

Q.外国人材を新たに受け入れる場合も対象となるか。

A.既に外国人材を受け入れている企業のほか、新たに外国人材を受け入れる場合も対象となります。

その場合、事業実施期間内に外国人材の受入れ(入国まで)を確認できない場合、交付を取り消す場合があります。

【お問い合わせ・提出先】

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目2 NTT愛媛ビル2棟 3階

愛媛県 経済労働部 産業人材課 外国人材グループ

TEL:089-907-5228

メール:sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

愛媛県ホームページ
二次元バーコード

